

議長（福田会長）

会議資料18ページの協議第1号「市町建設計画について」は、市町建設計画の策定を市町建設計画小委員会に付託しております。現在の小委員会審議状況について、小委員会事務局から説明を求めます。

事務局（横松政策審議室長）

市町建設計画についてご説明を申し上げます。19ページ、これまで取りまとめてまいりました中間報告的なものでご報告をさせていただきます。

20ページは目次でございますが、このうち から までにつきましては、これまで任意合併協議会においても報告をしてきたところでございます。これまでの高根沢町の脱会によりまして、その数値等につきましては全体を修正いたしましたが、大枠は同じでございます。

続きまして、本日はVの地域別計画の概略を、これまでの協議会や小委員会の意見を踏まえて取りまとめてまいりましたので、ご協議申し上げるものでございます。

46ページをお開き願います。Vの地域別計画ですが、それぞれの4つの地域が、それぞれの現状、課題を明らかにするとともに、地域特性を生かした個性ある発展方向と取り組みを示し、地域づくりの主体的なまちづくりの指針として策定するものであります。

地域ごとの計画ですが、宇都宮地域におきまして、現状と課題を記載のとおり整理し、地域づくりの基本方針といたしまして、商業・業務・文化等の高次な都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進することを基本方針として、その主要施策・事業を、魅力と活力ある拠点づくり以下、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(2)の上三川地域におきましても、これまでの現状と課題を整理いたしまして、48ページに移りますが、地域づくりの基本方針として、広域交通機能の結節機能を十分生かし、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業の振興に努めるという基本方針のもと、主要施策・事業といたしまして、住みよい暮らしを築く住基盤の充実ほか、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(3)の上河内地域におきましても、現状と課題を整理した上で、地域づくりの基本方針といたしまして、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進しようという基本方針のもと、主要施策・事業といたしまして、地域発展を牽引する拠点づくりを始め、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(4)の河内地域におきましても、現状と課題を整理する中で、地域づくりの基本方針といたしまして、都市・生活基盤が整った住宅市街地の形成をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進するという基本方針のもと、住みよい暮らしづくりを築く住基盤の充実ほか、記載のとおり事

業を展開しようとするものであります。

次に51ページに移りまして、の県事業の推進であります。新市が県人口全体の25%を占めることになりまして、北関東最大の都市として、これまで以上の発展が期待される中で、県の役割といたしまして、新市と連携協力し、新しいまちづくりを積極的に支援推進することを願っております。

2 栃木県の事業といたしましては、県の21世紀プランに記載された都市内・都市間の交通ネットワークの充実など5つの柱に区分し、施策・事業の展開を求めようとするものでございます。

次に52ページ、の公共施設の適正配置につきましては、合併に伴い各種の施策が重複することが予想されます。このようなことから、今後、地域の特性、バランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置に努めていきたいと、基本的事項を整理するものであります。

特にその中でも小中学校や保育施設、高齢者福祉施設などにつきましては、利用者の利便性を十分配慮した上で、利用圏域の適正化や施設の適正規模の確保に努めようとするものであります。

また、その他の公共施設におきましても施設・機能の複合化・集約化を計画的に進め、重複投資の解消に努めていきたい。そして、合併に伴いまして支障となる各町の庁舎等につきましては、地域自治制度の拠点といたしまして、必要な施設の整備を図ろうとするものを、公共施設の適正配置の基本的な考え方としようとするものであります。

次に53ページ、の財政計画についてでございますが、市町建設計画を実行するに当たりまして財政的な策定方針をまとめたものでございます。その必要性につきましては、財政計画を立てまして計画的に事業が実施できるよう、その実行性等について財源的な裏付け、検証を行いまして、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにしようとするものであります。

(2) の、財政計画の計画期間につきましては、平成16年度から平成26年度までとするところでございます。

また、の前提条件といたしましては、宇都宮市の財政運営の指針に基づいて、財政構造の弾力性の向上、それには財政運営の長期的安定性の確保を図るために設定しております公債費負担比率や市債残高の抑制などの財政指標を立てまして、それを目標として建設を進めていこうというものでございます。

また、合併協議会における協議事項並びに合併に伴う国、県からの財政支援などの財政上の効果を十分に見込んでいきたいということから、54ページ財政収支計画の考え方ですが、まず(1)の歳入におきましては、特に9の地方交付税の問題のうち、普通交付税でございますが、3つ目の合併特例事業の特例債の償還年度に、元利償還金の70%を見込むということで、合併特例債を使うに当たりまして、その交付税の収入を全部見込む。また、基金造成額につきましても、同様の考え方で基金造成をいたしまして、その歳入を交

付税として見込もうとするものであります。

次に55ページ、20番の地方債でございます。ここにつきましても、合併特例事業（501億円）の合併特例債充当率95%を計上しようとするものでございます。また、基金造成額についても同様の地方債の発行を行い、充当率95%の金額を計上するものであります。

また(2)の歳出につきましては、6の建設計画の中では特に大きなものとなります投資的経費について、合併特例事業といたしまして、今の1市3町で計算想定されております標準全体事業費501億円につきまして、全額を計上いたそうとするものであります。さらには、そのほか積立金といたしまして、合併後の基金造成といたしまして、標準基金規模40億円を計上し、歳出の費用に充てようとするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わりますので、よろしくご協議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

市町建設計画につきまして説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見等をお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

それでは、54ページ、55ページ関係でお尋ねいたします。特に合併特例事業イコール合併特例債関係ですが、501億円ということが54・55ページに出ております。先程説明を受けました投資的経費の合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上するというのもございました。

当然のことながら、合併支援措置の中では大きくは2つ、1つは地方交付税の算定替えと、もう一つは合併特例債だと思います。まずシンプルにお聞きしたいのですが、501億円は、先程説明がありました地域別計画を積み上げた足し算の答えとして、トータルとして501億円になったと理解してよろしいのですか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松政策審議室長）

基本的には、そのような事業を組むに当たりましては、財源計画が必要でございますので、そのような考えで持っていくところですが、その事業等についてはまだ詰めてございません。全体の考え方といたしまして、計算されるべき総額501億円を今回見込み、この中で今後の事業について整理をしていきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

まだ詰めていないという段階ですから結構ですが，となれば，いつの時点かでは当然，財政的に，501億円につながる予算措置等も含めた事業の明細がこの場に出てくると理解してよろしいですか。

議長（福田会長）

事務局，各市町の主要事業と特例事業の関連をすり合わせしたものが，どの時点で協議会の中に出るのかということです。

事務局（横松政策審議室長）

それぞれの1市3町で行います事業等については，この後，主要事業の中で記載し，また，将来構想にも記載するか，どちらかで記載してお示ししていきたいと考えておりますが，あくまでも501億円につきましては，特例債事業で使える費用ですが，これを全部使っていくというのではなくて，これも最終的には借金でございますので，あらゆる事業について適切に見込んでいきたいと考えておまして，全部を使っていくものではありません。

議長（福田会長）

はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

当然の答えだと思います。ただ，全部を使っていけないということになれば，いつの時点かの判断があると思いますが，使っていくという前提に立てば，当然のことながら，その裏付けとなるものは市町建設計画であり，501億円を積み上げるべき個々の案件になるべきだと思いますが，それはどういう時点で判断なされるものでしょうか。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（横松政策審議室長）

新しいまちになった，まちづくりを行う事業等については，全体の建設計画の中で記載してやっていくわけですが，その中で必要な事業等について，適債事業として合併特例債を使っていくという考え方でお示ししてあるということでございます。

議長（福田会長）

はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

最後にしますが，当然のことながら，合併特例債は市町建設計画に盛り込まれなければならない前提ですから，そのお答えで結構ですが，その中で盛り込まれれば，それは当然尊重すると理解して終わりにしたいと思いますが，よろしいでしょうか。

事務局（横松政策審議室長）

基本的には，主要事業として計上するものについては，今後の財政計画の見通しを立てながら，10年間の中で執行していくものということで考えております。

議長（福田会長）

各市町の主要事業については，当然，市町建設計画の中に盛り込まれたものについて，10年間の中で，一気にはできませんから，優先順位を決めながら順次整備をしていくことである。ですから，市町建設計画に盛り込まれた事業は10年間の中で行われる事業だということでございます。特例事業として当てはめるかどうかは，借金でございますので，適債事業として認められるものについては当然活用していく，こういう判断のもとに事業に取り組んでいくということでございます。

ほかにございませんか。

まだまだ市町建設計画小委員会で審議をいただくことになっておりますので，この市町建設計画については再度，ご報告をする機会があると思います。市町建設計画については，基本的には毎回，審議状況報告ができるのですか。

事務局（横松政策審議室長）

取りまとめていく段階でご報告していきます。

議長（福田会長）

市町建設計画については，小委員会の中で方向性が出たものについては，その都度，この場で報告して審議いただくことになっておりますので，次回もまたお願いすることになるかと思いますが，今日の時点でご意見，ご質問等がございましたら，お願いいたします。

それでは，ないようでございますので，ただいまご協議をいただきましたご意見等をもとに，市町建設計画小委員会の委員の皆様方には引き続きご審議をお願いいたします。